

一般財団法人都城市スポーツ協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都城市スポーツ協会（以下「本会」という。）の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、別表のとおりとする。

2 加盟団体は、都城市におけるアマチュアスポーツを統轄する団体としてふさわしい組織を有するものでなければならない。

(加盟)

第3条 本会の加盟団体になろうとする団体は、会長に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（様式1）
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の組織及び役員に関する事項
- (4) その他、会長が求める書類

2 加盟の可否については、理事会で決議を得なければならない。

(評議員会への報告)

第4条 会長は、評議員会に加盟団体等の状況を報告しなければならない。

(負担金)

第5条 加盟団体は、負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は、理事会で審議し、評議員会の承認を得て決定する。

3 会長は、特別な事情があると認めるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、負担金を減額又は免除することができる。

4 加盟団体が第7条の規定に基づき退会した場合は、その時期にかかわらず、既に納付した負担金等は返還しない。

(負担金の使途)

第6条 前条の負担金は、そのすべてを定款第4条第3号イからリに規定するスポーツ振興に関する事業に使用するものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする加盟団体は、会長に退会届（様式2）を提出しなければならない。

2 加盟団体が次の各号に該当する場合は、理事会の決議を得て退会させることができる。

- (1) 加盟団体としてふさわしくないと認められるとき
- (2) 負担金の納付を長期に怠っているとき
- (3) その他加盟団体の意思によるとき

(届出)

第8条 加盟団体は、第3条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会の審議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

- 1 平成28年6月1日一部改正
- 2 令和3年4月1日一部改正(名称変更)

様式1 (第3条関係)

令和 年 月 日

一般財団法人都市スポーツ協会長 様

〒
住 所
団 体 名
代表者名
連 絡 先

㊟

一般財団法人都市スポーツ協会 加盟申請書

下記の書類を添えて加入申請いたします。

記

- 1 団体規約
- 2 所属加盟団体・会員一覧表
- 3 役員名簿 ※ 役職名、氏名、住所、連絡先を明記したもの。
- 4 前年度の事業概要及び収支決算書
- 5 当該年度の事業計画書及び収支予算書

様式2 (第7条関係)

令和 年 月 日

一般財団法人都市スポーツ協会長 様

団 体 名
代表者名

㊟

一般財団法人都市スポーツ協会 退会届

私は、貴協会を退会したいので届出ます。

- 1 退会予定期日 令和 年 月 日
- 2 退会理由